

大田区障害者グループホーム整備費補助要綱

平成21年7月28日

21福障発第10926号

改正 平成25年3月14日24福障発第13467号

平成26年4月17日26福障発第10175号

平成27年3月19日26福障発第14351号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者が地域で安心して暮らすための生活の場として、社会福祉法人、医療法人及び特定非営利活動法人等（以下「法人」という。）が障害者グループホーム事業に供するために、大田区内に設置する施設の整備に要する経費について補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、東京都が定める障害者通所施設等整備費補助要綱に基づき支給される補助金（以下「都補助金」という。）の交付対象となるものでグループホーム整備に係る事業とする。

2 前項に規定するグループホーム整備に係る事業とは、障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（平成19年3月30日付け東京都18福保障在1751号）3(2)クに定める事業とする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象経費は前条に係るグループホーム整備に必要な施設整備費から都補助金の交付額を差し引いた不足金額の範囲内とする。ただし、次に掲げる費用は対象としない。

(1) 土地の買収及び整地に要する費用

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが、建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収は除く。）のための費用

(3) その他整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内とし、別表第1に定めるところによる。

(交付申請)

第5条 法人が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、区長は、法人に補助対象経費の算出根拠を示す書類の提出を求めることができる。

(交付の条件)

第6条 区長は、補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

(交付決定)

第7条 区長は、第5条の申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金を交付しないと決定したときは補助金交付申請却下通知書（別記第3号様式）により法人に通知するものとする。

2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

3 区長は、前項の規定により補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業の遂行を不当に困難とさせないようにするものとする。

(交付時期)

第8条 補助金の交付時期は、別表第2に定めるところによる。ただし、区長が特に必要と認めるときは、交付時期を変更することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 区長は、補助金の交付の決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変

更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (1) 天変地変その他補助金の交付の決定後生じた事情により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 法人が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき（法人の責に帰すべき事情による場合を除く。）。
- (3) 法人が補助事業に要する経費（補助金によって賄われる部分を除く。）を負担することができないとき（法人の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

2 前項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

4 第7条の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

（変更の承認）

第10条 区長は、法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、承認を受けさせるものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（状況報告）

第11条 区長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じてその執行状況について法人に報告を求めることができる。

2 前項の報告を受けた場合において必要があるときは、法人にその処理について適切な指示をすることができる。

（遅延報告）

第12条 法人は、補助事業が予定期間内に完了しない場合は、あらかじめその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行命令等）

第13条 区長は、法人による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、法人の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、法人に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じなければならない。

2 区長は、法人が前項の命令に違反したときは、法人に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 区長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、法人が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第18条第1項第3号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消す旨を明らかにしなければならない。

（実績報告）

第14条 法人は、当該年度の補助事業が完了したときは、区の会計年度内に速やかに補助金実績報告書（別記第4号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。第10条第3号に規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

（補助金の額の確定）

第15条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第5号様式）により法人に通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第14条第1項の規定は、前項の命令により事業者が必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の請求及び支払)

第17条 法人は第15条の規定による補助金額確定通知があったときは、速やかに補助金交付請求書(別記第6号様式)により区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは遅滞なく補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 区長は、法人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金交付決定取消通知書(別記第7号様式)により法人へ通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容を変更し、若しくは廃止し、又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第19条 前条の規定により、補助金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、法人は、その補助金を返還しなければならない。この場合において、区長は、法人に期限を定めて補助金返還命令書(別記第8号様式)により返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第20条 法人は、補助事業により取得した不動産及びその従物(以下「取得財産」という。)について、区長の承認を受けずにこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(財産の管理義務)

第21条 法人は、施設の使用開始後においても、善良なる管理者の注意義務をもって当該補助金の交付に係る財産を管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分に伴う収入の納付)

第22条 法人が区長の承認を受けて、当該補助金の交付に係る財産の処分をすることにより収入があった場合には、区長は、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

(関係書類の整理保管)

第23条 法人は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を、事業完了後10年間保管しておかなければならない。

(違約金及び延滞金)

第24条 法人は、第19条の規定により補助金の返還を命じられた場合は、その命令に係る補助金の受領の日から返還した日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金(計算した違約金に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。)を納付しなければならない。

2 法人は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを返還期日までに納付しなかった場合は、返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じ、未返還金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(計算した延滞金に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。)を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項の違約金又は前項の延滞金の額が100円未満である場合は、当該違約金又は延滞金の納付を要しない。

4 第1項及び第2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

5 区長は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約金又

は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(違約加算金の計算)

第25条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、法人の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第26条 第24条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第27条 区長は、法人に対し補助金の返還を命じ、法人が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(運営事項等)

第28条 法人は、国及び都のグループホームに係る関連法令、通知等を遵守するとともに、区長の指示に従い、適正にグループホームを運営しなければならない。

2 土地所有者等及び建物所有者は、この要綱の規定を遵守するとともに、区長の指示に従い、法人の適正な運営に協力しなければならない。

(調査・運営状況報告)

第29条 区長は、グループホーム事業開始後10年が経過するまでの間、その必要があると認めたときは、現地及び関係書類を調査し、運営その他の状況について書面により報告を求めることができる。

(委任)

第30条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、この要綱を所管する部長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年4月17日26福障発第10175号)

この要綱は、平成26年4月17日から施行する。

付 則 (平成27年3月19日26福障発第14351号)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 改正後の大田区障害者グループホーム整備費補助要綱の規定は、この要綱の決定の日以後の交付申請に係るものから適用し、同日前の交付申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

補助種別	補助金額算出根拠
施設整備費補助	20,000千円を限度として、「障害者通所施設等整備費補助要綱」に基づく東京都補助金を控除した額

別表第2 (第8条関係)

整備区分		初年度	次年度
施設整備費	交付時期	初年度事業が完了し、請求を受けたとき。	補助事業完了後、請求を受けたとき。
	交付金額	補助額に工事出来高を乗じた額	補助額から既交付額を除いた額

様式 (省略)